

# (仮称) 帯広市議会の個人情報の保護に関する条例骨子 (案) について

## 1 経緯

令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）」において、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」（改正後の同法を以下「改正法」といいます。）が改正され、個人情報の取扱い等に関する共通ルールが定められました。

帯広市を含む地方公共団体の個人情報保護制度は、令和 5 年 4 月 1 日から、法の適用を直接受けることとなりますが、地方議会は法の適用対象外となっています。

しかしながら、地方議会としては、法の改正後も個人情報の適正な取扱いを確保する責務は課されていることから、帯広市議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とした新たな条例を制定するものです。

## 2 条例制定にあたっての基本的な考え方

条例制定にあたっては、全国共通のルールを定めるという法改正の趣旨を踏まえるとともに、法の適用を直接受ける市の執行機関と開示請求等の手続きや個人情報の取扱いの整合を図ることを基本とします。

また、議会が保有する個人情報としては、議会事務局の職員（以下「職員」といいます。）が職務上作成し、又は取得し、組織として保有する個人情報を想定しています。

## 3 条例の骨子 (案)

### 第 1 章 総則

条例の目的、定義、議会の責務について定めます。

#### ● 目的

議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。

#### ● 定義

「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「個人関連情報」等について定義します。

#### ● 議会の責務

議会は保有する個人情報の適正な取扱いがなされるよう必要な措置を講ずることとします。

## 第2章 個人情報等の取扱い

議会における個人情報の適切な取扱いのため、主に次のような事項を定めます。

個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、安全管理のための適正な措置、従事者の義務、目的外の利用及び提供の制限、仮名・匿名加工情報の取扱い など

## 第3章 個人情報ファイル

議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルのうち、一定の要件等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について定めます。

## 第4章 開示、訂正及び利用停止

議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の手続等について定めます。

### ① 第1節 開示

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期限等について定めます。

### ② 第2節 訂正

議会が保有する自己の個人情報の内容が事実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について定めます。

### ③ 第3節 利用停止

議会が保有する自己の個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供等がされている場合に、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限等について定めます。

### ④ 第4節 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求手続等について定めます。

## 第5章 雑則

未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、個人情報等の取扱いに関する苦情処理、条例の施行状況の公表等について定めます。

## 第6章 罰則

職員、委託事務に従事する者又は派遣職員（これらの者であった者を含む。）が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則について定めます。

## 4 市の執行機関と整合を図るもの

現在、帯広市において検討中の帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定内容等を踏まえ、次のとおり、取扱いの整合を図ります。

### (1) 個人情報ファイル簿の作成・公表について

これまでの個人情報取扱事務登録簿について、個人情報ファイル簿に一本化します。

#### 【考え方】

改正法では、行政機関等が保有している個人情報（記録される本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上のものに限る。）ごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した個人ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられます。

市の現行制度では、個人情報を取り扱う事務について、事務の名称や目的などの事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとしています。市では、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿とは、記載すべき項目や作成の目的等が共通していることから、本人の数及び保存期間に関わらず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成する方向で検討中のため、市議会としても同様の取扱いとします。

### (2) 開示請求の決定・延長期限について

開示決定及び延長可能な期限をそれぞれ15日以内とします。

#### 【考え方】

改正法では、個人情報の開示請求に係る開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にするものとしており、条例で定めることによりその期限を短縮できることができます。

市の現行制度では、個人情報の開示請求の決定期限を、開示請求があった日から起算して15日以内とし、また、決定期間の延長について、当該期間を15日以内に限り延長できるものとしています。市では、これまでの取扱いを維持する方向で検討中のため、市議会としても同様の取扱いとします。

### (3) 開示請求における手数料について

手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当の負担のみとします。

#### 【考え方】

改正法では、個人情報の開示請求に係る手数料を地方公共団体の条例で定めることとしています。

市の現行制度では、開示手数料は徴収せず、請求対象文書の写しの交付等に要する費用の実費負担のみとしています。市では、これまでの取扱いを維持する方向で検討中のため、市議会としても同様の取扱いとします。

#### (4) 不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名について

不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名について、開示します。

##### 【考え方】

改正法では、公務員等の氏名は、原則不開示情報とされています。

市の現行制度では、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名は、非開示情報から除き開示しています。市では、これまでの取扱いを維持する方向で検討中のため、市議会としても同様の取扱いとします。

#### (5) 市の審査会への諮問について

必要に応じて帯広市情報審査会から意見を聴くことができるものとします。

##### 【考え方】

改正法では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるかとされています。

市の現行制度では、個人情報保護制度に関し必要に応じて帯広市情報審査会から意見を聴くことができることとしています。市では、これまでの取扱いを維持する方向で検討中のため、市議会としても同様の取扱いとします。

#### (6) 個人情報保護制度の運用状況の公表について

これまで市で公表していたものについて、議会独自で公表を行うこととします。

##### 【考え方】

改正法では、国の機関である個人情報保護委員会が、毎年度地方公共団体からの報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

市の現行制度では、市長が各実施機関における請求件数などの運用状況を取りまとめ、公表しています。市は、今後も個人情報保護委員会による公表内容にかかわらず、これまでどおり年1回個人情報保護制度の運用状況を公表する方向で検討中のため、市議会としても同様の取扱いとします。

## 5 条例の施行時期

令和5年4月1日を予定しています。